

議案第46号

東京都板橋区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年6月7日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

東京都板橋区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東京都板橋区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年板橋区条例第26号）の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

こども家庭庁の設置による厚生労働省令の改正に伴い、所要の規定整備をする必要がある。